

本件事故当時、相馬市に居住していた申立人らが、精神的損害及び就労不能損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、X2、X3（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害

- (1) 就労不能損害 1,460,000円
内訳 給与：月額17万円
賞与：1回3万円（夏）
- (2) 就労不能に伴う追加的費用 30,000円
- (3) 中間指針追補に基づく精神的苦痛の損害 560,000円

なお、原子力損害賠償紛争審査会の平成23年12月6日付「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難当に係る損害について）」に基づき認められる上記の金額を超える損害の存否及び金額については、本和解の対象外であり、本和解の効力は及ばない。

2 期間

上記1（1）の損害につき

自 平成23年3月11日 至 平成23年11月30日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項に掲げる損害の賠償についての和解金として、2,050,000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

第1項の1に掲げる損害項目（ただし、同項の1（1）の損害については、同項2の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、第1項の1（3）を除いて、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月21日

(仲介委員長 伊藤紘一、仲介委員 権田光洋、同 植村京子)